

あつぎ子ども未来プラン  
子ども・子育て支援事業計画  
中間年の見直し  
平成 30・31 年度

平成 30 年 2 月



## 第5章 子ども・子育て支援事業計画

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境整備を行い、地域子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会背景のもと、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

本市においても、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育の充実及び地域における子育ての支援を計画的に推進していくため、「厚木市子ども・子育て支援事業計画」を定めるものです。

### 《平成30・31年度計画見直しについて》

平成29年度で計画の策定から3年が経ち、国が示す制度の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、「幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策」及び「地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等」の計画値と実績値が大きく乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しが必要とされていることから、平成30、31年度の計画値の見直しを行います。

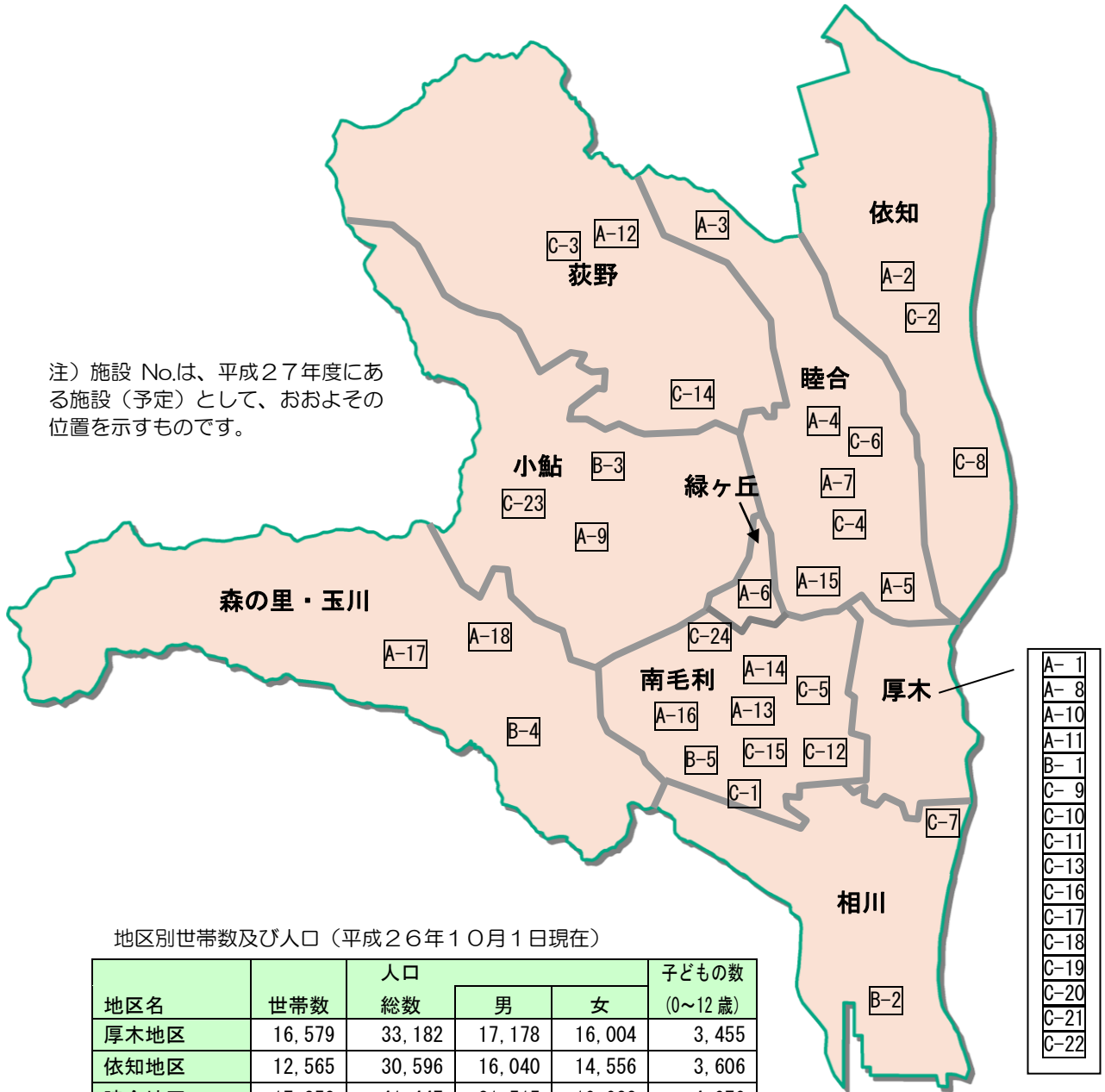
## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条により、子ども・子育て支援事業計画において、厚木市の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本市においてはそれらを勘案し検討した結果、地域による大きな変化はないことから、厚木市における教育・保育提供区域の設定につきましては、厚木市全体を1区域として設定します。

# 教育・保育提供区域図

【厚木市全体を1区域として設定】



地区別世帯数及び人口(平成26年10月1日現在)

地区名	世帯数	人口			子どもの数 (0~12歳)
		総数	男	女	
厚木地区	16,579	33,182	17,178	16,004	3,455
依知地区	12,565	30,596	16,040	14,556	3,606
睦合地区	17,358	41,447	21,515	19,932	4,970
菫野地区	10,608	27,160	14,152	13,008	3,455
小鮎地区	6,310	15,123	7,829	7,294	1,404
南毛利地区	21,316	49,655	25,834	23,821	5,885
森の里・玉川地区	3,756	10,382	5,172	5,210	871
相川地区	6,121	13,994	7,537	6,457	1,610
緑ヶ丘地区	1,668	3,627	1,795	1,832	358
計	96,281	225,166	117,052	108,114	25,614

○幼稚園・保育所（平成27年度予定施設）

種別		図 No.	施設名	所在地
A	幼稚園・ 認定こども園	A-1	厚木幼稚園	幸町 6-22
		A-2	厚木さくら幼稚園	関口 919
		A-3	厚木たちばな幼稚園	棚沢 63
		A-4	認定こども園厚木田園幼稚園	三田 1303
		A-5	厚木のぞみ幼稚園	妻田東 2-5-41
		A-6	認定こども園厚木緑ヶ丘幼稚園	緑ヶ丘 2-2-2
		A-7	伊勢宮幼稚園	及川 2-23-1
		A-8	えいすう幼稚園	寿町 3-14-7
		A-9	小鮎幼稚園	飯山 2377
		A-10	清和幼稚園	旭町 5-36-25
		A-11	ちぐさ幼稚園	寿町 2-6-19
		A-12	とびお幼稚園	鳶尾 2-22-18
		A-13	ぬるみず幼稚園	温水 1134
		A-14	光ヶ丘幼稚園	恩名 3-11-55
		A-15	認定こども園はやし幼稚園	林 2-13-41
		A-16	毛利台幼稚園	毛利台 2-3-21
		A-17	七沢幼稚園	七沢 590
		A-18	森の里幼稚園	森の里 1-30-1
B	認可保育所 (市立)	B-1	厚木保育所	中町 1-3-3
		B-2	相川保育所	下津古久 710-1
		B-3	小鮎保育所	飯山 4232-1
		B-4	玉川保育所	七沢 162
		B-5	南毛利保育所	長谷 1247
C	認可保育所 (民間)	C-1	厚南幼児園	愛甲 3-14-1
		C-2	依知保育園	関口 390
		C-3	荻野すみれ愛児園	鳶尾 2-25-6
		C-4	妻田保育園	妻田西 2-20-5
		C-5	みどり保育園	戸室 3-3-11
		C-6	三田保育園	三田 350-3
		C-7	岡田保育園	岡田 1-7-8
		C-8	かねだチャイルド園	金田 254
		C-9	YMCA あつぎ保育園ホサナ	中町 3-2-6 Tビル4階
		C-10	保育園 ViVi	水引 2-12-29 YMビル1階
		C-11	けいわ保育園	中町 3-3-9 アパノンラサ 3階
		C-12	あゆのこ保育園	恩名 1-10-38
		C-13	キンダーガーデン こぼと	旭町 3-7-3
		C-14	愛歩保育園	下荻野 1284-1
		C-15	はぐくみの丘保育園	長谷 1128-1
		C-16	もみじ保育所	松枝 1-1-3
		C-17	けいわ星の子保育園 [民間夜間保育施設]	中町 3-3-9 アパノンラサ 2階
		C-18	おひさまっこ保育園	寿町 3-1-1 ルイ本厚木ビル1階
		C-19	厚木こぼと保育園	中町 3-11-20
		C-20	本厚木さくらんぼ保育園	田村町 1-30
		C-21	湘南カトリア保育園	田村町 1293-1
		C-22	本厚木ふたば保育園	田村町 7-3 レゾンド 本厚木 2F
		C-23	さわやか保育園 (仮称)	飯山 3191-2 外
		C-24	保育園コスモス	厚木市愛名 31-12

注) 図 No.は前ページ図に対応

## 2 幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、国から示された基本指針に沿って、5年を1期とした教育・保育の確保等に関する計画を策定します。

その計画では、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

※ 確保方策における人数は、認可定員数を基本として利用定員を設定しますが、認可定員と利用定員がかけ離れている場合は、各施設と調整し利用定員を設定します。

《平成30・31年度計画見直しについて》

国が示す制度の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、支給認定区分ごとの子どもの人数と量の見込み計画値が概ね10%以上乖離している場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しが必要とされております。

このことから、実績値と量の見込み計画値が大きく乖離している支給認定区分については、過去の実績値及び女性の就業率の上昇等に伴う保育希望の増加なども勘案し、平成30、31年度の計画値の見直しを行います。

なお、支給認定区分ごとの子どもの人数と量の見込みが10%以上乖離していない場合も、必要に応じて計画値の見直しを行います。

### ◆利用する子どもに関する3つの認定区分と対象施設

認定区分	定義	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の学校教育（幼稚園等）のみ子ども（保育の必要性なし）	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）	・保育所 ・認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども（保育を必要とする子ども）	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等

【1号認定】・・・3～5歳 幼稚園、認定こども園の利用

《平成30・31年度計画見直しについて》

1号認定子どもは、定員に余裕があるため、量の見込みの見直しは行いませんが、認定こども園への移行に伴い、1号認定子どもから2号認定子どもへの変更があるため、確保方策の見直しを行います。

なお、量の見込みについて、2号認定子どものうち、幼稚園希望が強い子どもについては、1号認定子どもの量の見込みに含まれていることから、確保方策としては十分余裕があります。

※( )計画変更前

		単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
3～5歳人口推計		人	5,980	5,726	5,607	5,488	5,365 (5,370)	5,267 (5,250)
① 量の見込み		人	2,870	3,535	3,462	3,392	3,322	3,249
② 確保 方 策	認定こども園 ・幼稚園 【施設給付型】	人	—	830	1,070	1,910	1,209 (2,120)	1,909 (2,120)
	幼稚園 【私学助成】	人	—	2,745	2,505	1,545	2,175 (1,305)	1,360 (1,305)
② — ①		人	—	40	113	63	62 (103)	20 (176)
確保方策の内容		<p>《見直し前》</p> <p>1号認定子どもの確保方策については、平成27年度においても定員に余裕があるため、特に量の見込みの補正を行わないこととします。</p> <p>また、平成29年度から、私学助成の幼稚園から施設型給付の幼稚園及び認定こども園に移行する施設が増加する予定です。</p> <p>《見直し後》</p> <p>平成30年度には私学助成幼稚園1園が認定こども園に移行すること、また、平成31年度には私学助成幼稚園6園が認定こども園及び給付型幼稚園に移行する予定です。</p>						

【2号認定】・・・3～5歳 認定こども園、保育園の利用

《平成30・31年度計画見直しについて》

2号認定子どもは、計画値と実績値で大きな乖離はありませんが、女性の就業率の上昇等に伴う保育希望の増加が予想されることから、量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

なお、確保方策について、2号認定子どものうち、幼稚園希望が強い子どもの量の見込みは、1号認定子どもの量の見込みに含まれていますが、2号認定子どもに含めても、余裕があります。

※( )計画変更前

		単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
3～5歳人口推計		人	5,980	5,726	5,607	5,488	5,365 (5,370)	5,267 (5,250)
① 量の見込み		人	1,644	1,860	1,802	1,746	1,792 (1,692)	1,844 (1,639)
② 確 保 方 策	認可保育所	人	—	1,680	1,725	1,725	1,800 (1,725)	1,925 (1,705)
	認定こども園	人	—	65	65	185	146 (215)	206 (215)
	認可外保育施設	人	—	58	—	—	— (—)	— (—)
② — ①		人	—	▲57	▲12	164	154 (248)	287 (281)
確保方策の内容		<p>《見直し前》</p> <p>量の見込みの補正について、2号認定子どものうち、幼稚園希望が強い子どもについては、1号認定子どもの量の見込みに含めています。</p> <p>2号認定子どもの確保方策については、平成28年度に認可外保育施設2園が認可保育所に移行すること、また、平成29年度には、私学助成の幼稚園4園が認定こども園に移行する予定であり、2号認定子どもの定員の増加が見込まれます。</p> <p>《見直し後》</p> <p>2号認定子どもの確保方策については、平成30年度に認可保育所が3園開所、私学助成幼稚園1園が認定こども園に移行すること、また、平成31年度に認可保育所が3園開所、私学助成幼稚園3園が認定こども園に移行する予定であり、2号認定子どもの定員の増加が見込まれます。</p>						



【3号認定(1)】・・・1～2歳 保育所の利用

《平成30・31年度計画見直しについて》

3号認定子ども1、2歳児は、母親の就労希望の増加等により、入所希望が計画値を上回ったため、計画値と実績値で大きく乖離しております。平成29年度時点で待機児童が発生しており、また、女性の就業率の上昇等に伴う保育希望の増加が予想されることから、量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

※( )計画変更前

		単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
1～2歳人口推計		人	3,788	3,549	3,459	3,368	3,437 (3,277)	3,367 (3,187)
① 量の見込み		人	—	1,031	1,001	972	1,207 (944)	1,242 (916)
② 確保方策	認可保育所	人	—	826	845	845	905 (845)	1,065 (860)
	地域型保育事業	人	—	68	77	77	108 (77)	134 (77)
	認定こども園	人	—	—	—	—	43 (—)	43 (—)
	認可外保育施設	人	—	35	—	—	— (—)	— (—)
② — ①		人	—	▲102	▲79	▲50	▲151 (▲22)	0 (21)
確保方策の内容		<p>《見直し前》</p> <p>3号認定子ども(1～2歳)の確保方策については、平成28年度に認可外保育施設2園が、施設型給付の認可保育所に移行するほか、平成29年度以降、保育所における2号認定子どもの定員の見直しを行い、不足している3号認定子どもの定員拡充を図ります。</p> <p>《見直し後》</p> <p>3号認定子ども(1～2歳)の確保方策については、平成29年度に地域型保育施設が3園開所、平成30年度に認可保育所が3園開所、認定こども園2園が3号認定子どもの受入れを開始、平成31年度に認可保育所が3園、地域型保育施設が5園開所する予定であり、3号認定子どもの定員の増加が見込まれます。</p> <p>なお、0歳児の受入れ状況を踏まえながら、定員を設定します。</p>						

【3号認定(2)】・・・0歳 保育所の利用

《平成30・31年度計画見直しについて》

3号認定子ども0歳児は、年度当初、家庭での保育を希望する保護者が多く、入所希望が計画値を下回ったため、計画値と実績値で大きく乖離しております。年度途中での入所や女性の就業率の上昇等に伴う保育希望の増加を想定して、量の見込み及び確保方策の見直しを行います。

※( )計画変更前

		単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
0歳人口推計		人	1,723	1,643	1,601	1,559	1,599 (1,517)	1,574 (1,475)
① 量の見込み		人	—	335	325	316	224 (307)	230 (298)
② 確保 方策	認可保育所	人	—	274	280	280	294 (280)	312 (285)
	地域型保育事業	人	—	18	21	21	45 (21)	57 (21)
	認可外保育施設	人	—	13	—	—	— (—)	— (—)
② — ①		人	—	▲30	▲24	▲15	115 (▲6)	139 (8)
確保方策の内容		<p>《見直し前》</p> <p>3号認定子ども(0歳)の確保方策については、平成28年度に認可外保育施設2園が、認可保育施設に移行するほか、平成29年度以降、保育所における2号認定子どもの定員の見直しを行い、不足している3号認定子どもの定員拡充を図ります。</p> <p>《見直し後》</p> <p>3号認定子ども(0歳)の確保方策については、年度途中に入所希望が大幅に増加することを踏まえ、平成30年度に認可保育所が3園開所すること、また、平成31年度に認可保育所が3園開所する予定であり、3号認定子どもの定員の増加が見込まれます。</p> <p>なお、1、2歳児の受入れ状況を踏まえながら、定員を設定します。</p>						

### 保育利用率について

子ども・子育て支援事業計画では、3号認定に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」を、5年間の計画期間内で目標値を設定することとなっています。

0～2歳の推計児童数は減少傾向にありますが、保育の需要が高まることが予測されることから、以下の保育利用率を設定します。

#### 【3号認定（0歳）の保育利用率】

※( )計画変更前

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
0歳推計児童数	人	1,643	1,601	1,559	1,599 (1,517)	1,574 (1,475)
3号認定子ども (0歳)の確保数	人	305	301	301	339 (301)	369 (306)
保育利用率	%	18.6	18.8	19.3	21.2 (19.8)	23.4 (20.7)

#### 【3号認定（1～2歳）の保育利用率】

※( )計画変更前

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
1～2歳推計児童数	人	3,549	3,459	3,368	3,437 (3,277)	3,367 (3,187)
3号認定子ども (1～2歳)の確保数	人	929	922	922	1,056 (922)	1,242 (937)
保育利用率	%	26.1	26.6	27.3	30.7 (28.1)	36.9 (29.4)

#### 【参考：2号認定（3～5歳）の保育利用率】

※( )計画変更前

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
3～5歳推計児童数	人	5,726	5,607	5,488	5,365 (5,370)	5,267 (5,250)
2号認定子どもの確保数	人	1,803	1,790	1,910	1,946 (1,940)	2,131 (1,920)
保育利用率	%	31.4	31.9	34.8	36.3 (36.1)	40.5 (36.5)

### 3 地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策等

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた13事業であり、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するため、地域の様々な子育て支援を充実していきます。

また、計画期間内において各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

《平成30・31年度計画見直しについて》

幼児期における教育・保育の量の見込みと確保の方策と同様に、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しが必要とされております。

このことから、実績値と量の見込みが大きく乖離している場合や、計画値の変更が必要と判断された事業については、過去の実績値から、計画値の見直しを行います。

○地域子ども・子育て支援事業の概要

法定事業名	本市における事業名	種別			
		相談支援	訪問系事業	通所系事業	その他
(1) 利用者支援事業	厚木市子育てコンシェルジュ 母子支援事業	○			
(2) 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター もみじの手等	○			
(3) 妊婦健康診査事業	妊婦健康診査事業				○
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	産婦新生児訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん訪問事業		○		
(5) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業	スマイルサポート事業 ほっとタイムサポーター事業		○		
(6) 子育て短期支援事業	ショートステイ事業 トワイライトステイ事業			○	
(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	ファミリー・サポート・センター事業		○		
(8) —1 一時預かり事業 ※幼稚園型	幼稚園型・一般型一時預かり事業 幼児教育支援事業			○	
(8) —2 一時預かり事業 ※幼稚園型以外	市立保育所一時預かり事業			○	
(9) 延長保育事業	延長保育事業			○	
(10) 病児保育事業	病児・病後児保育事業			○	
(11) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブ運営事業 地域児童クラブ育成支援事業			○	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	就園児実費徴収補助事業				○
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	対象事業なし				○

**(1) 法定事業名：利用者支援事業  
(厚木市子育てコンシェルジュ、母子支援事業)**

※(カッコ)内は厚木市の事業名

市の窓口や子育て支援センター等に「厚木市子育てコンシェルジュ」を配置し、子ども、保護者や妊娠している方が、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から、適切なものを選択し、確実かつ円滑に利用できるよう案内するなどの支援を行います。

今後、相談支援ニーズの動向によって、窓口や対応スタッフ人数をより充実していくことを想定しています。

(主な担当課：子育て支援センター、健康づくり課)

※( )計画変更前

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	施設数	35	35	35	37 (35)	37 (35)
確保方策	施設数	35	35	35	37 (35)	37 (35)

**(2) 法定事業名：地域子育て支援拠点事業  
(子育て支援センターもみじの手等)**

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

市ではこれまで、子育て家庭や、これから子育てを始める家庭の保護者に対し、総合的な支援活動として、「子育てサロンの運営」、「移動子育てサロンの運営（児童館）」、「育児不安等の相談」、「子育て講座の開催」を実施してまいりました。

今後においても、子育て支援センター等の拠点を確保し、利用者ニーズに対応します。

(主な担当課：子育て支援センター)

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	月当たり延べ 利用回数	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
確保方策	施設数	2	2	2	2	2

**(3) 法定事業名：妊婦健康診査事業  
(妊婦健康診査事業)**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊娠期間中必要に応じた「医学的検査」、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊婦に対し定期健康診査の費用の一部を補助しています。

妊産婦の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象とし、事業を実施していきます。

(主な担当課：健康づくり課)

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児 人口推計	人	1,723	1,643	1,601	1,559	1,599 (1,517)	1,574 (1,475)
量の見込み	年間延 べ回数	20,645	20,025	19,424	18,841	18,276	17,727
確保方策	年間延 べ回数	20,645	20,025	19,424	18,841	18,276	17,727

**(4) 法定事業名：乳児家庭全戸訪問事業  
(産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業)**

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境等の把握を行う事業です。

現状では、出産後2か月未満の産婦と新生児に対し、訪問による計測や健康観察、保健指導を行う事業となっています。乳児家庭の全数を対象とする事業であり、人口推計の動向を踏まえ、0歳児数と同等の規模を対象として、事業を実施していきます。

(主な担当課：健康づくり課、子育て支援センター)

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
0歳児人口推計	人	1,723	1,643	1,601	1,559	1,599 (1,517)	1,574 (1,475)
量の見込み (赤ちゃん訪問数)	人	1,723	1,643	1,601	1,559	1,599 (1,517)	1,574 (1,475)
確保方策	人	1,723	1,643	1,601	1,559	1,599 (1,517)	1,574 (1,475)



## (5) 法定事業名：養育支援訪問事業

(スマイルサポート(育児支援家庭訪問)、ほっとタイムサポーター事業)

スマイルサポート・ほっとタイムサポーター事業として、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を実施しています。

今後は、これまでの実績を踏まえつつ、ニーズの動向を見極めながら、必要量の確保を図ります。

(主な担当課：子育て支援センター)

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	件数	137	150	150	150	150	150
確保方策	件数	137	150	150	150	150	150

**(6) 法定事業名：子育て短期支援事業  
(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

本市では、2歳から小学校就学前までの児童を養育している家庭の保護者が、疾病・出産・看護・事故・災害などで、児童の養育が困難になった場合、当該家庭の児童を児童養護施設等で適切に保護する事業として実施してきました。利用期間は7日以内となっています。

今後は、ニーズの動向を見極めながら、定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

(主な担当課：子育て支援センター)

※( )計画変更前

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	年間延べ 利用人数	81	79	77	38 (75)	36 (73)
確保方策	年間延べ 利用人数	81	79	77	38 (75)	36 (73)
施設数	箇所	1	1	1	1	1

**(7) 法定事業名：子育て援助活動支援事業  
(ファミリー・サポート・センター事業)**

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

保護者の就労等により、保育施設等への送迎や帰宅後の預かりなどのニーズが増えてきているため、依頼会員の数が増え、会員数及び援助件数の増加につながっています。

今後も、地域に根ざした、市民相互による子育て支援事業として、これまでの実績を踏まえつつ、さらにその充実を促進し、必要量の確保を図ります。

(主な担当課：子育て支援センター)

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	年間延べ 利用人数	5,071	6,438	6,297	6,154	4,065 (6,013)	3,997 (5,871)
確保方策	年間延べ 利用人数	5,071	6,438	6,297	6,154	4,065 (6,013)	3,997 (5,871)

**(8) - 1 法定事業名：一時預かり事業 ※幼稚園型  
(幼稚園型・一般型一時預かり事業、幼児教育支援事業)**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園において、一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

幼稚園におけるこれまでの実績を踏まえつつ、今後は、ニーズ動向を見極めながら、事業者による定員の確保・充実等を促進し、必要量の確保を図ります。

(主な担当課：こども育成課)

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	年間延べ利 用人数	55,181	59,525	62,501	65,626	85,093 (68,907)	89,102 (72,352)
確保方策	年間延べ利 用人数	55,181	59,525	62,501	65,626	85,093 (68,907)	89,102 (72,352)

**(8) - 2 法定事業名：一時預かり事業 ※幼稚園型以外  
(市立保育所一時預かり事業)**

幼稚園型以外の一時預かりについては、不定期の預かり事業として、急な用事や短期のパートタイム就労など、家庭で一時的に保育が困難となった場合に、保育所等で一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

今後は、保育所等における一時預かり枠の確保を促進し、柔軟な保育対応ができる環境づくりを進めます。

(主な担当課：保育課)

※( )計画変更前

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	年間延べ 利用人数	23,478	22,920	22,359	15,789 (21,800)	17,080 (21,241)
確保方策	年間延べ 利用人数	23,478	22,920	22,359	15,789 (21,800)	17,080 (21,241)

**(9) 法定事業名：延長保育事業  
(延長保育事業)**

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等において保育を実施する事業です。11時間の開所時間を超えた時間帯の保育となります。

多様化する保育ニーズ動向を見極めながら、これまでの実績を踏まえつつ、事業者とも連携しながら、保育所等における時間外保育対応の枠の確保を促進します。

(主な担当課：保育課)

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	実人員	43,359	45,526	47,802	50,192	39,182 (52,702)	41,529 (55,337)
確保方策	実人員	43,359	45,526	47,802	50,192	39,182 (52,702)	41,529 (55,337)

**(10) 法定事業名：病児保育事業  
(病児・病後児保育事業)**

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

今後は、医療機関等との連携を進めながら、病児保育に対応できる施設の確保を図り、ニーズ動向を踏まえた対応施設の充実等、きめ細かい確保を行います。

(主な担当課：保育課)

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	年間延べ人数	3,423	3,344	3,265	3,186	3,107
確保方策	施設数	1	1	2	2	2

**(11) 法定事業名：放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）  
（放課後児童クラブ運営事業、地域児童クラブ育成支援事業）**

保護者の就労や疾病等により、授業終了後、昼間家庭において適切な保育が受けられない児童に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、小学校の一時的余裕教室等を活用し市立放課後児童クラブを運営するとともに、民間が運営する放課後児童クラブ（地域児童クラブ）の運営支援を進めます。

（担当課：こども育成課）

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31	
6～8歳 人口推計	人	6,001	5,670	5,606	5,542	5,477	5,414	
① 量の見込み （低学年）	人	1,079	1,276	1,261	1,247	1,300 (1,232)	1,340 (1,218)	
9～11歳 人口推計	人	6,494	5,957	5,864	5,770	5,678	5,583	
② 量の見込み （高学年）	人	—	435	428	421	360 (414)	360 (408)	
② 確保 方策	登録 児童数	人	1,647	1,847	1,847	1,847	1,960 (1,847)	2,000 (1,847)
	施設数	箇所	35	36	38	38	44 (38)	45 (38)



**(12) 法定事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業  
(就園児実費徴収補助事業)**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成します。

※( )計画変更前

	単位	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	年間延べ 人数	—	—	—	—	5 (—)	5 (—)
確保方策	施設数	—	—	—	—	5 (—)	5 (—)

**(13) 法定事業名：多様な事業者の参入促進・能力活用事業  
(対象事業なし)**

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、必要に応じて、多様な事業者の新規参入を支援（新規参入施設等への巡回支援事業）するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築（認定こども園特別支援教育・保育経費事業）することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。